

平成31年度11月定例委員会

○ 日時：令和元年11月26日(火) 9：00～（議事）

○ 場所：地域活力センター 1階 会議室1

会長

全国では農業委員会が事務局から説明があると思いますが違法なことをして逮捕されたりした職員・会長さんがおるようです。農地を守るうえで付度とかいうのは決してしてはいけないわけなんですけども、実際にそういうことをしているところが全国の中にはあるということで、わが身に振り返って今一度皆様もまた気を付けておいていただきたらと思います。それではただいまより11月定例会を始めさせていただきますと思います。本日は3件議案がでておりますので、慎重審議の方よろしくをお願いしたいと思います。議案第1号議案農地法第3条の規定による許可申請書について議題にしたいと思います。事務局の方から説明をお願いします。

事務局

第1号議案の農地法3条の規定による許可申請の件なんですけども2件出ておりますが、一体的な転用になりますのでまとめて説明させていただきたいと思います。今回申請が出てきている分につきましては●●の●●番地と●●番地になります。こちらの方は●●さんと●●さんの方が所有されていて、こちらの方を●●さんの方が所有されたいということで申請が上がっております。対象農地につきましては中平委員の方に現地の方を確認させていただきました。こちらの農地につきましては2年前から災害が発生しておりまして、中山間直接支払制度、農振農用地対象農地になってはおりますが、現在復旧作業における業者さんの渡場にはなっておりまして、この2年間耕作はしておりません。ここ●●さんの方が今まだ予定ですが、県の補助金JAを通じたレンタル畜舎の建設を県の方に要望しておりまして、畜舎の建築をするということで1年くらい前からご相談案件としてはのぼっております。ちょっと転用の方法とか名義の変更等ちょっとどういったかたちにするのかご相談しながらずっと取り組んでおりまして最終的に3条の許可申請ということで申請をしていただいております。こちらにつきましては名義の変更に伴う相続等もありましたのでそういう相続手続き等を完了した段階になりましたので今回提出に至りました。所有については●●さんの方は8,700㎡ほど保有もしておりますし、農地の方の利用もしております。現状畜舎の方も1舎構えておりましてそちらの方でも10頭の牛を飼育されてまして今回建築する場所で15頭の増頭を目指しております。現地の方で気になった点は中平委員と話していましたが、砂防ダムがこの敷地内にありま

して、砂防ダムの周辺に対して建築物を作るのはどうかというところで須崎振興センターの土木の担当現地の工事をしている担当の方とも直接話をさせていただいて、敷地内の造成するための残土の量とかそういったものが規定の中である一定のm³をこえると許可申請が必要なんです、実際に現地の残土につきましては須崎市振興センターの方が工事の発注の中でいわゆる残った残土を敷地造成につかうということで、向こうからのご依頼もあって敷地を敷くそうです。その量についても許可申請の値しないということで向こうの許可を受ける側の振興の方が実施して、やるにあたってその辺は全部確認はさせていただいておりまして、その他法的な手続き等についてはクリアしているということで、話は私の方で確認をしております。地域●●部落につきましても昨年●●さんの方が直接部落会の方に参加されて、地域の方々にし尿の糞尿等の匂いとかそういったこともふまえて、許可をとっているそうなので地域との問題っていうのもないだろうということで話は伺っております。5ページの調査票の方1部文字がかぶってしまって申し訳ないのですが、気になった法外の審査の部分の中山間の直接支払制度の件につきましては、一応先ほど申し上げた通り、対象農地にはなっているんですが、ここ2年間支払の方は止めております。災害による除外ということでやっております。5期に付いては畜舎を建てるということになりますので来期から5期にはなるんですけども一応対象農地からは外すように考えております。畜舎建築に伴う農業のいわゆる野菜水稻等を作るという行為は行われなと思いますし、畜舎の方で中山間支払は行っておりませんのでそちらの方は除外するということで予定しております。あと4番不許可の要因についてなんですけども、特段面積要件であったり●●さん自身●●にお勤めでしたがもう退職されておりますので、畜舎についての勤務、農地の利用という部分につきましてはほぼ年間ずっと使われるということに予定しておりますので特に問題ないかと思います。水源等についても地域との話し合い等は事前にされておりますので、そこの部分も特に畜産については糞尿等の問題が発生しますけれども、そこもすでに調整をしているということで、●●さんの方とも少し話はしておりまして、そちらの方も特に地域の了解は得ているということでお話をいただいております。畜舎の面積については、面積というか位置ですね。一応2棟この場に作られるということで、4条等ではございませんので細かい設計について一応提出はいただきましたが、65ページの方でいたいな位置図をつけさせてもらってます。白い部分が建築物になりまして左側の小さな部分が糞尿等の堆肥施設、右側の大きな建物の方が牛を飼う牛舎の方になります。左の小さな建物の横のすぐ左側に白い縦の線が入っておりますが、これがいわゆる砂防ダムになります。一応うちの先ほど申し上げ

	たように須崎振興センターの方にも確認しましたが、うちの環境整備課の方にも確認して砂防ダムの上側について建築物等の建築物はどうなのかとか、砂防の下に建築物をつけるのはどうなのかとか、砂防ダムなので三角形に最終的に下までいってますので三角形の下の上の部分にかかって引っかかってないかとかそういう事も確認はさせていただいて、そこも大丈夫ということで話もいただいております。一応砂防の範囲というか対象地域範囲というか砂防の危険地域っていう地図上に指定されている範囲等の方も一応振興センターとも打合せして確認して、そこも除外されているということでここは河川の上だけということになっておりますので、建築物の上は対象になっていないというふうに確認はしております。現状は大きい建物の真ん中辺が段差になっておりますが、そこも今この図面、写真で言う半分から下くらいの所が災害地域になっておりまして、今残土が相当はいっております、そこも砂土をこちらの方に処理をするためにいれて平らにして牛舎を建てるということです。建築予定につきましては来年の9月以降になろうかと思っております。建築についても一応県の家畜保健所・畜産振興課・役場の方とJAの方と連携して補助の選定しますので建築がされないということは今の所ないかと思われます。資金源については今回自己資金の部分についての審査まではとっておりませんが、基本的に補助金についてはレンタル畜舎ということになりますので、自分が負担する部分についていきなり一括で払うということにはならないと思いますのでJAの貸付金レンタル審査っていうのはこれから先にはなるんですけども、一応資金の方も事務局判断としては問題ないのかなと考えております。一応3条の方の説明は以上になります。中平委員何か現地で気になった点ありましたらお願いします。
中平委員	特に問題はないかともいます。
会長	事務局から説明がありました。第1号議案につきましてみなさんからご意見・質問等がありましたらよろしくお願いします。
高橋委員	この谷は暗渠？
事務局	今工事をしている中で管が入ってはおりますけれども、一応工事が終わったらのけるというふうに伺ってはおります。当初申請があった時も対岸の今法面の所に大量に土があって整備をしているんですけども、それを撤去して谷を復活させるというふうに聞いてます。一応谷の上まで平らになってその上に建築物を建てる河川法に引っかかってくる可能性があるのもその辺は●●さんの位置図の関係で確認を再三しておりまして、ちょっと広がるから大きく建てるのかという話があると困るなという面もあってそこは確認をさせていただいております。今の所河川の上に建てるようなことはないというふうに判断しております。

会長	他になにかないでしょうか？
事務局	当日中平委員さんも現場に一緒に行っていただいた際に本当に河川の話とかちょっとすごく気になりましたので、振興センターの土木担当の方とか直接電話したりとかして、現地からも確認はとらせてもらって、法的に許可をしないといけないことがあるんじゃないかということは、何度か確認をさせてもらって、工事現場の担当者と許可を受け付けるところの担当者の方と連絡をとって基本的に問題ないと、申請に必要な案件ではないということで確認はしております。正直砂防ダムの所に建物を建てていいの？っていうのを僕が現場で感じましたのでそれについては問題ないということで。砂防つかって対象に入れるとかいう行為をするんじゃないか、段差を利用して何か活用するんじゃないかっていうこともあって●●さんにも再三確認したんですけども砂防にはくっつけない。実際に利用するのは砂防の下段、今建物が建っている平地が中心で上の段については全く、今回転用では対象農地にはなってますけども現状は災害の状況もあり、ほとんど駐車スペースみたいなことになっておりまして、その後利用については牛舎以外の利用については今のところ計画はないけれども、名義の変更っていう部分についてはつかいたいということで。
高橋委員	どこの辺？
事務局	これは●●の●●さんの茶堂があるところの左に入った方の奥の方です。ちょっと何年か前に●●さんという方が周辺農地を一斉に転用した地区がありますけどもそのすこし手前。
委員	脱藩の道のちょっとずれたところ。
事務局	一昨年の7月豪雨の時に潰れたんでしたっけ？確か。で今は県の方がちょっと災害復旧で昨年からずっとやっております。
会長	これは砂防ダムの上に農地があるが？
事務局	実際に農地の中に砂防ダムの一部が入っているような感じになってます。ずっと入ってますけど、実際の砂防地域としての部分は河川だけということで河川の方には両サイドにブロック法面が入ってます。僕も心配になって砂防をためるスペースが農地の対象になっているのかっていう話で。
会長	白いやつがダムやろう？
事務局	そうです。一応現地で振興センターに電話して確認させてもらいました。県のホームページに地域指定の方が地図上であるんですけどもそこがかかっているように見えたと、県の方に確認したらこの現場を現状今動かしているんで、向こうの工事の担当もそこはチェックしてまして、そこは農地として地目を持っているところは砂防の対象地ではないと。

会長	それはそうよね。
事務局	砂防指定になっているとそういう構造物の対象地になっているはずなんでそこには一応外しているということで。
会長	そしたら将来的には畜舎が建っても問題ないということよね。所有権の移転だけよね。気になるのは糞とかし尿が将来建てた場合に地元の許可がおりちゃうけど、早い話が人家の一番上のほうやきもし川に流れたら・・・そこは気をつけちゃかないかん。
委員	そうですね。そこはもともと本も谷の方にも牛舎が一つ、●●さんの分があって、その話もふまえて去年の今頃ですか、には地元と話をしてここに建てる。水源との絡みとか全部確認して、みなさんに地域の部落会で説明をさせていただいて、了承は得ているということで。
会長	建てることは了承を得ちゃうかもしれないけど、作るときに せんような方法をとっちゃかないかんで。けっこう太い金額になるね。
事務局	そうですね。●●万を超える金額にはなっております。今の所県の審査は面積になっていますので県の補助が●●万、多分町の補助も●●万になるうかと思しますので、それと残りの方は JA のレンタル畜舎ということで多分返還期間が 14 年とかで返還していくような取り組みになる。所有については JA が保有しているような状態で貸すというかたちで 14 年後に本人に戻すという。
会長	14 年はレンタル、14 年後には支払いが終わったら本人に戻すと
事務局	そうですね。この後についても●●さんが現在●●の方に勤めておりますけれども後も引き継いでもらえるということで、補助金の方で必ずハンコはいただくようになると思いますが、後継者もいるということで特に転用上これが最初の動きになると思いますが問題ないのかなと思います。
会長	他にありませんでしょうか？それでは続きまして第 2 号議案非農地証明願いについて議題としたいと思いますので、事務局お願いします。
事務局	はい。69 ページの方から第 2 号議案として非農地証明願いについての説明をさせていただきます。申請者願人については●●さん対象番地については●●番地、登記地目は田ですが、現況は雑種地扱いになっていようかと思えます。原因発生については 20 年以上前、本人の申請による 30 年以上経過しております。申請の本人の確認をしてるんですが、平成元年ごろお父さんが病気でほとんどさわらなくなって、その 5 年後にお父さんが亡くなられたと。平成 5 年にはお父さん亡くなれておりまして、そのあと名義の方も●●さんに変更されておりますが実際には現状農地として利用していないというふうに聞いております。事前に聞き取りで高橋委員さんから聞いておりまし

	たが、家のすぐ近所ということもあり、草刈り等は毎年やっていたようですが、現地森田委員と高橋委員に行っていただいたんですけども土の方はわりと使用されておりませんので、ちょっと簡単に耕して現状田畑に戻すっていうのは無理なのかなというふうな感じで現地は確認させていただきました。番地につきましては周辺農振農用地に係っております。この番地については農振農用地にかかっておりません。中山間にも過去にもどうも対象にはなっていなかったようです。本人からは今後の利用方法としての部分としては墓を建てたいという話もいただいておりますので、今後地目変更等が行われると墓の移築を考えているということでこちらの案件も1年くらい前からご相談はいただいていた案件です。どなたが建築するかとかそういったことが決まっていなままずっと月日が流れまして、現在非農地証明願いということで提出がされた案件です。ちょっと石垣等もだいぶ弱っているようだったので全部復旧して田畑に戻すとなると相当費用が掛かるのかなと現地の方で森田委員と高橋委員からお話がありました。70 ページの方における審査の確認なのですが、特に問題ないかなと思っております。すみません、これ審査結果の方が「エ」になっておりますが、すみませんこれ「ウ」です。特に構造物等を行っているわけではありませんので4番の項目については「ウ」についての10年以上放棄されていた自然荒廃による判断となります。森田委員、高橋委員、現地についてなにかありましたらお願いします。
高橋委員	現地を森田委員さんと見てきましたけども、きれいに刈ってるのでこれを登記してまた畑に戻すなら、重機でも入れて根こそぎ土を入れ替えるべきかというところです。以上です。
事務局	ちょうど森田委員の前の電柱から奥に向かって長方形の平地、この棚の部分がちょうど対象地になります。
会長	上の●●番地も農地？
	●●番地の方も農地ではありますが、●●番地は法ですね。その上にも少しちょっとだけ細長い棚がありって、その上にまた大きく●●番地がありまして。写真ではちょっとみえないですね。●●番地も農地になってます。
会長	返らなくもないように見えるけど。
事務局	●●番地の対象農地と●●番地その上の棚●●番地に大きく農地があるんですけどもこの3つにつきましては、一応現行中山間等が入って耕作とかっていう話にはどうもなってないですね。周辺の●●番地の右隣の●●番地とかその下側周辺については中山間直接支払制度の方も。
会長	●●番地は田んぼで作りゆうがやろ？右下の田んぼ。
	はい。

会長	事務局から説明がありましたが皆さんの方からご意見ご質問等がありましたらお願いします。特にありませんでしょうか。ないようでしたら第2号議案については許可相当ということでよろしいでしょうか。それでは第3号議案について入りたいと思います。事務局の方から説明をお願いします。
事務局	はい。第3号議案の方について農業委員等の綱紀粛正ということで、全国の農業会議所、県の農業会議、県の基盤整備課等の方から連絡がきていますのであえて議案にあげさせていただきましたが、内容方を皆さんにご周知させていただいて、こういうことがないようにということで皆さんに認識していただきたいと思ひまして、議案としてあげさせていただいております。冒頭会長のあいさつにありましたように、本年に入りまして4件の農地転用に係る関係の逮捕案検討がでております。今回出ました案件につきましては奈良県、大分の別府市の案件が2件でておりまして、1件につきましては収賄という話ですが、一応内容が転用に係る内容で収賄がおきていますのでその2件についてまず説明をさせていただこうと思います。簡単に申し上げますと、87ページの新聞の方を見ていただきたいと思いますが、こちらの別府の案件につきましては、概要を説明させていただきますと農業委員会の会長が地元企業の工事を行う際に農地に対して工事を行ったようでして、それに関する許可申請が必要だということで、その地域の農業委員会の会長に許可を出してほしいという話を持ちかけてそこに金銭が動きまして、どうも農業委員会が許可を出したと。ただ事案としては当町でいうと5条申請のようなもので県が権限を持っているものに対して市町村の方で許可を出してしまった。5条の案件を非農地で許可してしまったとかそういったことだと思ふんですけどもそういったことでお金が動いて農業委員会の会長が逮捕されております。当然お金をいただくという行為に関しては農業委員会等というわけでもなくだめなんですけども、こういった地域の関係者の方をお願いすることで本来の権限で移行しないといけないものを違う形で許可を出してしまったというのがこの別府の案件となっております。もう1件奈良の件が次のページになりますが、こちらの方につきましては報道等インターネット等にもいろいろのってたんですけども、農業委員会の会長が不動産業を執り行っておりまして、直接本人が関係する案件に審議に入っていたというのが1つあります。今回3条で農業委員会の会長が権限を移転しようとする際に、審議の中に会長自身が入っていた。もう1つが奈良県あと市町村の方で土地開発。企業誘致等の計画が大きくたっておりまして、そこに対して敷地が7ヘクタールくらいあるんですけどもそのうちの4反くらいが農地やったと、それを取りまとめて会長が不動産業をやられているので全部の敷地をどうも購入されて、敷地開発に対して転用を最終的にかける。買収をするとい

うことの前段としてどうも会長がやられたと。いうことで、まず3条の転用の申請をして3条じゃないと、いわゆる企業誘致をするということが分かっているのにも関わらず申請をし、それを農業委員会さんも把握している中で3条の許可をだしたということになっており、それに伴う当時の農政課長が同時に会長と一緒に逮捕されております。もう1つこれは私の主観もはいつてくるんですけども、この報道にある中で右の方この計画については役場が把握しており実際にこの集約をするにあたって農政の担当が主体的にどうもやったそうです。市街化調整区域での入手手続き等も役場の担当部署が積極的にやったということで行政がやることにに対して農業委員会に融通を利かせてしまったのではないかというふうに僕の方はみえてるような感じがします。流れとしては会長がまず3条の申請をして、その審議にご自身が関わって役場の方が計画することに対して農業委員会が本来の許可3条ではない5条の申請をしない、もしくは役場が直接開発するのであれば収用法っていう方になるんですけども、どうも民間企業の方になりますので、多分5条とか4条とかの申請になるんだと思いますけど、あとまとめた面積も7ヘクタールなので県の権限にはならないと思うんですけども、そういったことを全部すつとばかして、農業委員会でやってしまったということで捕まっております。ただこの捕まった原因がどうもこの会長の公職選挙法違反というところで捕まって家宅捜索とかしている中で、どうもこの案件が出てきてばれたというのが現状なので転用違反が表にでていきなり捕まったということではないみたいなんですけども、そこで見つかったことに関してここも違反ではないかということで捕まっております。役場の職員も捕まっておりますのでなかなか年間でこんなに逮捕事例が出るということはまずないということでこの前農業会議が開催する局長会の方でも、この資料を元に話がありましたので、一応みなさんにご連絡ということで。前会の農業委員会の方でも会長が記録なしで、お話をいただいた地域の方からの要望であったりとか、そういったことが起きたときに、今までとか過去に似たようなことがあったとかそういうちょっと都合をつけるとかいったことで、やってしまうと実例としてこういった逮捕案件になることがあり得ると。年に何回か回覧の方で一応農振農用地除外とかの回覧で、農地法の転用違反は3年以下の懲役、個人では300万以下の罰金、法人では1億円以下の罰金ですよっていうのは周知というかご案内はさせていただいているんですけども、実例としては逮捕案件がないのが現状だったんですけども実際にこういうふうに起きています。ですので、皆さんにご相談があった時にはなんとかできるというよりは、着工した、申請をしてちゃんと後唐できるようにしましょうというのを皆さん農家の方とか所有者の方々からご相談があった時にはそういっ

	た形で周知していただきたいというのが事務局からの綱紀粛正について のお願いになります。自分の方も書面とかそういった部分でしか確認はすべ てしてるわけではないので、より詳しい情報がないのかもしれませんがど も、みなさんこの資料もご覧になりながらご意見等もこの場で皆さんのご意 見を交換していただけたらと思います。事務局の方の説明は以上です。
会長	この奈良の町組というか行政が絡んで一緒に県に対して事務局が簡単に済 むような方法でとったように非常に見える文章になっているかなと思いま す。場合によっては当町でもないとは言えませんので、別に行政の進めてい ることがダメというわけではなくて、法的にせないかんことはきちんとやっ て問題なく進めていかないかんよということで、特に農地法の関係では住民 の方も役場職員も結構あんまり知らずに仕事を進めている場合が多いかと もいます。たとえば家のがけ崩れを直しよった時に農地にひっかかったとき には必ず農業委員会または担当の方に声をかけてもらうとかそういう指導 をしてもらいたいと思います。結構全く知らずに後から事故処理をするよう なことも出てくるかと思っています。特に墓地、結構あちこちにもあるかと思 いますがきちんと許可を取ってやったらあとで大きな問題にならずに済むと 言うことを伝えていただいたらと思いますので、そういった面での指導もし ていただいたらいいなと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。 この件について何かありましたら、お願いします。
事務局	一応今回この案件につきましては 10 月末に情報が入ってきまして、綱紀粛 正ということで校訓が来ております。一応、会長が言われたように役場の中 で農地法に関しての部分っていうのは、わりと過去にも軽視されて実行して しまうような行為が実際にあったようです。今の委員会のメンバーに変わっ た際に町が単独でやっている石垣の修理、ふれあい道っていう道を家につけ る事業っていうのが環境整備課の方で行っているんですけどもこれについ ても農業委員会を通じずに事業をずっとしておりました。それについては私 の方で一度目を通す、中越の方と 2 人で目を通すような起案方法には変えて おりました。その件についても役場の中でも共有の部分には非協力定なところ は正直ありましたので、そこについても厳粛にやっていきますということは 伝えておりますので。今回の案件もあり、一応今の現状を環境整備課長、 うちの課長級の人には全員この内容は伝えており、疑義が生じた場合は必ず 相談してくれ、事業については必ず合議をとってくれということで再度お話 をしております。今回皆さんにも審議をしていただきました集落活動センタ ーに関する取組越知面の炭小屋、西区のキャンプ場についてはこういったこ とがないように 1 年以上かけて正式な手続きもしておりますし、今回の案件 については担当も実際にちゃんとやってよかったと、法律をちゃんと守って

	やらしてもらって良かったということで話もいただいています。当然な話なんですけども、ちょっと行政側としては町が行うことに関してなぜ農業委員会が足を引っ張るんだといわれたことも実際ありましたけれども、そういう問題ではないとちゃんということで強く突っぱねてちゃんとした手続きを踏ませてはいただいたので、うちに対してはそういったことはないと自分の方では自負しておりますので、そのことは報告をさせていただきたいと思います。いろいろと言われることはありますけれどもそこは曲げないように事務局としてはやっていきたいと思ってますので、今後も今と同じようにお願いいたします。
会長	他にありませんでしょうか。ないようでしたら議案の方は終わりたいと思います。2番のその他何か。
事務局	すみませんちょっといろいろと詳細が必要な案件がありまして、資料等は構えておりませんが、事務局から話をさせていただきまして、森田議員の12月のことをお話していただきたいと。
森田委員	私的な理由で入院することになりまして、12月多分年末くらいになると思いますけども、次期が入院してみないとわからないので、次の開催日の方をあれやったら自分は出れんかもしれないですけど、1月の分に関しては出れるんですけども、年内はちょっとどうなるかわからないので。
事務局	森田委員から入院に伴う参加の欠席という話をいただきまして、一応県の農業会議の方に定例会の開催についての日時を確認しました。一応定例会としては毎月行わないといけないというわけではないというふうな確認はさせてはいただいたんですが、3条以下非農地証明願い等の申請、許可申請等が出た場合には40日以内に定例会を開かないといけないというのが農業委員会法で定まっております。ですので、今日申請されると1月の1日とかに開かないといかないという事情は実際におきます。ただ森田委員が参加できないということであれば決議ができないので定例会を開いた状態でも決議ができないということになりますので、正直な話どうにもならないというのがうちの農業委員会の状況にはなります。ただ現実的な話として申請者の権限を損なうことはしては当然いけない行為にはなりますが、事情を説明し、受付日から40日になりますので、今現状として案件の方2件ほどご相談案件ありますが、12月10日以降にはなるかなと。こっちの事情でということではなく今のところの申請者の状況等を確認すると、12月10日以降になろうかなと思っております。それからいくと1月上旬に定例会を1度行う、もしくは臨時というかたちで行うのか定例会を行うことで12月の分のフォローはできるのかなと自分の方は考えております。案件として同じく高岡郡の協議会がありまして、だいたいうちの開催でない場合は会長とか女性委員さん

とかに参加してもらったりしていますけれども、それも1月下旬くらいにやる予定になってますので、定例会として1月は2回開催するさせていただく形になろうかなと。12月のフォロー分を1月の頭、今のだいたい時期としての定例会として、1月の末の週に行うのがいいのかなというふうに事務局としては考えております。この事については、今のところ町長の方からも議会の方に後々説明したいということですが、定員の数の件に関しては増やす方向で3月議会に向けて取り組みをしていきたいと思っていますので、こういう事例が起きないようにするためにも定員数っていうのは確保していく必要があるかと思っています。現状として今回の森田委員の入院っていうのもそうですけども、谷川さんの案件・森田さんの案件・ご自身の案件が審議できない件がそれ以上に問題が出てくるかと思いますので、次回の定員については変えて行けるようにしていきたいと。ただ任期中の定員の変更はできないということで農業会議の方から回答はいただいていますので4月まではこのままの体制で、こういった状況がおきているということはうちの幹部には再度改めて説明をさせていただこうと思います。これは想定されていなかったことになっていると理解していますので。というのが1月なので日付はあとで調整させていただきたいと思います。もう1件議案にはあげなかったのですが、これは事務局のご相談ということで話をさせていただきたいと思いますが、四万川の方で3条転用がきれいにちゃんとした3条になってないという案件が2か所ありまして、立道さんの時代からも所有者には強く話はしているんですけどもまだ文書とか公文で通知はしておりません。これについて強く言うていくべきなのかどうなのか。自分の方からは本人にも何回かあって話はさせてもらってるんですけども今の所、改善見込みがない状況なので、農業委員会の権限をふるべきなのかどうかという案件があります。具体的に申し上げますと●●さんの●●が所有されている●●の土地が2件ありまして、1件は住宅、●●の住宅、前の旧の小学校の横の住宅の横の土地ですね。これ3条で移動していますが、今はまだちょっと敷地を造成しているような形になっていて巨石とか●●さんのものが転がったりしておりまして、ただ一部橋の方で耕作をしている場所があるというのが1か所。それからまた奥に入って対岸の旧道のところに下の方にずっと田んぼがあるんですけども、1か所残土をして積んで、ここはもう5年くらい前に転用している3条で転用しているところですけども、そこは完全に巨石とかコンボのバッテリーとかが置かれている状況で、申請書はお母さんと一緒に畑をするということで、3条の許可を出してるんですけども5年経って3年3作も実行されてない状況になっています。どうしても残土でたんぼをあげて作業をするっていうのは、町内でも何か所かありますので、そういう場所は

	様子をみていくっていうのはあるんですけども、個人利用ではなく企業がそういったものを置く場所になっているというのもしどかなというのもありますので、何かしらの手を打って一度注意喚起はすべきなのかなと、声をかけるということはさせてはいただいているんですけども。公文として発想をすべきなのか年内に何回か自分の方から話をしに行つて、それでもなにもしないということであればちょっと公に動いた方がいいのかなという気はしております。当然本人も事情は話聞いたところ当時移転する際にはそういうのは説明がなかったということでいいやろうみたいな感じのことはいわれてましたけれども、それはだめですよ、ということは立道も自分の方も話はしています。ただ、企業さんのそういうものなので簡単に撤去できるようには感じないので、注意してやれと言えば個人じゃないのですぐ撤去はすると思うのですが。
会長	それは両方とも両親が所有地？
事務局	所有地は●●の所有地です。
会長	●●が3条で申請しちゅうはなしか。
事務局	そうです。で、●●の住宅の横については、家を建てようとしてましたので、そこは違うよね、っていう話で止めて、一応農業としてやってくださいという話をしてそこは家を建てるという計画はなくなりましたけれども、もう1つの対岸の残土地については見た感じ資材置き場になってます。中平委員ともこの前現地確認に行ったときに住宅の横の方は耕作をしている気配もあります。隣の隣地が宅地で、そこも同時に購入されて宅地の家は完全に解体してまして平地に今変わってるんですけども、本人たちは農地と宅地の位置を入れ替えて家を建て直そうとしたかったみたいですが、それは無理ですよという話をして、4条の申請をしていただければ問題ないんですけども、●●が家を建てるわけではないので、たぶん売却して売ろうとしたのでそもそも3条の3年3作がきれないと5条の申請もまずできないということもありますので、その辺のことは説明して宅地に変更というのは起きなかったんですけど。もう1か所の場所についてはもう5年近く経っていてもいまだに1度も耕作されていないというふうになっている場所になっていますので。
会長	そんな例が他にない？
事務局	そうですね。転用後3条の転用後っていう部分では今自分の方で把握している分ではないと。そういうやってないという場所ですよ。この前の●●さんが農地を3条で農地を取得されている個所についてはまだ転用直後なので耕作されていないというのは最近の事例ではありますけれども、その長期にわたってこういう状況が続いている場所っていうのは少なくともこの農

	業委員会のメンバーになって、自分が担当になってからは、ないです。3条の移転後こういうことになっている場所っていうのは。
会長	過去は？
事務局	もっと過去までさかのぼると実際にはあろうかと思えますけれども。今すぐ何かしらなんかこうやろうというわけではないのですが、中平推進委員さんと一緒に●●さんに一回話をしにいくとかそういう行為をして、それでも関係ないよというような話になれば、ちょっと違うよね。っていう話で何かしらの話をして、●●の案件のように件に相談して県の方が直接指導しに来るとかいうところまで持っていきたいわけではないので。それまでに何とかしてほしいとか少なくとも当初出した計画通りにすでにできていないので、今後そういうふうにしますという話まではとらないと、特にそういう大きな企業さんの●●さんがそれをやってしまうと、周りの人もあれでいいんじゃないという広がり方をされてもあんまりいい話ではないので。
会長	それと意外と農地に、何の申請もなしにけっこうやっちゅうやんか。資材置き場にしてみたり、残土場にしてみたり。たぶん過去にもやってきちゃうと思うがね。一時転用ということをせないかんがよね。本来は。
事務局	そうですね。一時転用として使う分であれば。
会長	資材置き場とか完全にそうよね。そんなことから環境整備課とかも含めてよね、入札する時にそういう する手もあるかなと。企業としてその辺はもう一度よく気を付けちゃってよていう言い方をしていかないとあんまり気にせずにやっていきゆうと思う。
事務局	そうですね。ちょっとそれこそ●●の●●さんにはそういう話をした時に役場が残土場をかまえてくれんからという話を実際されましたので、それはそれ、これはこれという話はしました。ただ、実際にそれこそ●●とか別の場所とかでも残土をいれて農地として再利用したいがために入れていない場所っていうのも実際あるので。そこはその所有者の方が残土入れていいよ、そのあとどうするの？田んぼをあげてとか畑を道路直まであげて使いやすいようにしたいよって言ってあげているところもあるので、一概にはいえないところもあるんですけど、ただそういつてそれこそ●●の手前のソーラーの●●さんのソーラーがあるところの対岸の所なんかは、残土が入ってかれこれ3年くらい耕作してない中山間の土地があったりとかしているの。そういったことも●●さんだけの話じゃなくて他の業者さんもそうなんですけれども、そういったことも所有者の方、環境整備課からも残土の行先について農地であるかないかのことについては確認をするようにさせていただきたいなど。
会長	そのまま放っておいて宅地にかわっていくわね。20年経てば自然とできると

	いう話やろ？早い話が。できるだけそういうなくなるような方向付けはしていかないかんわね。
事務局	そうですね。今回の案件についての話は実際に自分の方でいろいろ聞き取りをしたなかで言うとうちでも根本的な問題として、所有されている農地の所有者の方が町外にでられていて山林宅地その他等々全部ひっくるめて、売却をしたいという中で、地域の区長とかがその話を聞いて●●にお願いしてこれは置いておいたら大変なことになるから、お前のとこで引き受けてくれんかやっていう話でうつされたっていう行為もあるので、●●が引き受けてくれたこと自体は好意による行為ではありますし、農地山林宅地等維持したいということで好意的に動いてくれてることではあるので、悪用しようとしてやったことではないということは自分も把握はしてるんですけども、ただ3条でやってしまった以上、農業委員会としてはここは農地として受けるんですよね。ていうことは言わないといけないのかなということは思っております。なので何か●●の案件のような悪意をもって何か使用をしようということやってるわけではないので、ただルールとして必ずここはしないといけないよ。資材置き場にするのであれば、それは転用になるけれども、お約束はまずは守ってからじゃないとできないよっていうことはちゃんと説明しないといけないとは思っています。ただちょっと影響があるので、みなさんにも一応知っちゃってもらいたいということと、どうするべきかと悩んだところもあったので。
森田委員	今も泥をいれゆうがですか？
事務局	いや。後で言った方の対象地は泥は入ってはいません。まだ。ちょっと●●さんとかの家の方でカーブ曲がったとこ。道路の下側なんですけどもう道路まで上がってきて。道路平まであがってはきています。
会長	罰則規定はないが？
事務局	罰則規定として現状は資材置き場として活用されているということになると3条の違法転用になりますので、本来5条でやるべき事を3条でしたという。この場合は企業や個人がやってますけども実質企業が利用していますので、企業側も同類とみて1億円以下の罰金ということになろうかと僕は思います。法人は1億です。
会長	今ここで仕方ないねってなると、あとも全部仕方ないねってことになる。
事務局	会長言われたように環境整備課の方とも話をして、農地への残土の部分については基本所有者の同意をもって農地として再利用するとかいうのを取ってくれっていう話はお願いするようにします。その他の案件で資料もなしですみません。あと何件か報告事項なんですけども一応農業委員会には直接は関係しないことなんですけども本年多面的機能っていう直接支払制度とい

う農業の方の補助金がありまして、5か年計画でやっていく、簡単に中身を言いますと道路の修繕、水路の修繕という補助金がありました。それについて本年は予算化もしていましたし、県の方にも申請をあげおりましたけれども、中止をしております。農業委員さんの方に何かご相談とかがある可能性があるので、一応ご報告をさせていただきたいなと思います。これ5年間の計画で一度始めるとやめれないという制度でして昨年が一応終わりました今年度から5年間で再開するという時期だったんですが、中山間直接支払制度という制度、これ両方とも二本型直払ってという大きな交付金の中のメニューが二つ分かれているっていうものなんですけども、年度がずれている関係で面積がおかしいことになっておりまして、今年1年休むことで来年度から始まる中山間直接支払制度と対象農地を同じくさせていただくということで、区長さんの方にはお願いをして今年一年やめさせてくれということでお願いはしました。実際に東区の方では神在居の方で水路を直す予定をしていたのが直せなくなったということで相当お怒りをいただいております。ただ補助金の制度が毎年変わっておりまして、1工区200万以下の仕事しかできませんということもいただいておりますし、本来地域の方で事務局持ってやらないといけないことについて役場が5年前から抱えて現状事務も相当煩雑になってまして、会検あたると間違いなくアウトっていうような内容になってます。なのでここはきれいに整理して来年から正しい形で再開させていただきたいということで話はしますので、農業委員会さんに水路とか、道路の修繕とかでご相談がありましたらどうも来年からやるみたいよということで。実際に要望を受けるのは区長の方になりますので、区長の方で全部再拝して、どこをやるのかやらないのかっていうのを決めていただくようになっていますので、そういう水路の修繕、道路の修繕っていう相談がもしあった時にはまた事務局の方に言ういただければ、私の方で対応するようにいたしますのでよろしくお願いします。それに伴う話の中で出てきました中山間直接支払制度というのが今年度で4期が終了しまして来年度から5期ということで21年目を迎える制度になりました。今のところ県、国の方からは制度としては継続されるということですがけれども、今まで梶原町の方においてはこの制度について、農地で耕作する人に補助金を渡すということで進めてまいりましたが本来は農地法に伴う耕作者というのは3条以下等利用権が設定されている方以外は農地の耕作者としてはなりえないというふうに考えており、県、国の見解もそういうふうになっております。地域の説明会等でその話を今年の5月からさせていただいて、現状相続等ができていない方については一切払いませんということはいってます。そういった部分について、相続については個人さんのことになりますので、法務局等で手

	続きしていただくしかないんですけど、3条による申請若しくは利用権の設定、場合によっては3条と利用権の設定等でちゃんと名義の変更を行う行為がない方については基本的に今までもらえてきた方がもらえない制度にかえます。というか元々そうだったんですけども、それが実際に20年前から行われていないがゆえに相続が実行されていない。相続してなくてもお金がもらえる。名義の変更がされてなくても困らない、名義の変更がされていないのにお金がもらえるという制度になっておりました。中山間において本来はそういう行為をちゃんと行われている方が農地を中山間で計相続もされている方がお金をもらえる制度ですので、本来の姿に戻します。これについても相当、相談があらうかともいますので、利用権の設定とか3条とかについてご相談が委員さんにあるかもしれませんので、そこはぜひそれをやること自体がただし行為なので農業委員会、事務局の方にどんなにやったらいいかっていう相談をしてもらうようにすすめていただきたいと思います。一応リミットとしては5月頃がリミットで、最終現地確認を確定させるのは現地確認が終わる8月9月頃なのでそのころまでに名義が変更になったり、利用権の設定をしていくと、今まで交錯していた方に名前が変わってその人が継続的にお金がもらえるということになります。あと制度の裏をつくわけではないですけども、所有者の方がお金をもらって耕作者の方に支払いをするっていうこと自体は小作人ということでは、制度的に問題はないかと思うので、そういうことを実行されることは構いませんけども税金のことについては、もらっている方がうちとしては課税対象者にしますので、その方が個人でこの人に雇ったのでお金を払いました、っていうことを役場からもらったお金をその人に払いましたっていうことをしておかないと、もらってる人だけ課税されて、そこら辺の難しい税制上の問題とかは出てくるかと思います。で、今想定されている一番難しい問題は相続の問題と町外の方が地域の方をお願いして耕作していて今地域の方がお金をもらっているという場合がちょっとなかなか進まないのかなというのは考えております。実際には農地を現状としては守っていただいている方なのでそこに本来は・・・というところで、今まで支払いはどうもしてみたいなんですけれどもとして、国庫金なので権限のない方にお金を払うということは行政側としてはあり得ないのかなというふうに考えていますので、相当やってきたことを覆すので中越の方には相当苦勞をかけさせていますけれども、特に農業委員会の権限を無視した行為っていうことはよくないと思っていますので、今後それを改めて地域に話をしますので、3条案件がどっとでてくる可能性はあります。
会長	趣旨は分かったし、正しいと思うんですけども20年くらいやってきて役場は何しよったかやっていうのは住民からはないかよ？僕がもし議員さんでそ

	ういう情報をきいたら役場の指導のもとで間違っことをやってきちゃって、それでいいのかっていう話。間違っちゃったき直すということはせないかん。それで役場としての責任はないがかやっていう。20年やきね。
事務局	始まった当初からボタンを掛け違いがずっと起きてますので。当時の担当というか歴代の担当がこの農地法に関する部分の耕作者っていう部分と、中山間に書かれている内容の交付対象者、いわゆるもらえる人は誰ですかっていうのは耕作者って書いてるんですよ。そこを単純に耕作者、鋤を持っている耕している人にお金を払っていたという行為になってますので。ちょっと今回自分の方が異動してきて初年度からずっと疑問に感じてたので耕作者の定義って何よっていう話をしたら当然所有者であり、権限貸借があっている3条の権限者であり、利用権の設定者であるというのが当たり前の話であるということ。
会長	それもらわれん人がもらいよったという話よね。国から返してくれなんていうことは言われんが？
事務局	言われると思います。
	それは町が責任とってもらわないかんわね。本人のせいじゃないわね。
会長	申請の許可をしているのは町なので、協定も結んでいる部分になりますので。住民が行政をだましよったということではならんきね。
事務局	そうですね。指導は町からやってますので。近隣市町村の状況とかも確認したんですけども実際同じような状況になっている市町村もありました。実際に県の窓口もその辺はモヤッとするんですよ。というのは中山間直接支払制度の担当と農業委員会の担当が違うので県も把握してないということが正直ありました。である一定の話まで詰めていくと3条は常識ですよっていう言い方をして逃げるので結局そういう話でもやっとした話で市町村の判断に任せます、みたいな話をするので。
会長	高知県以外にも全国的にあれば、返還という話にはならんかもしれんはね。全国的に多かったら。
事務局	そうですね。ただ今までの担当の方とかとお話をさせてもらって、ずっと歴代引継そういうふうにされてますので、確認して他の市町村さんもほぼほぼ同じようにやっているよ、っていうふうにちょっと伺ってたんですけど、いよいよ確認したら、割とちゃんとやっている市町村はちゃんとやっている。空当然です。農業委員会の3条の案件を知っているので名義変えてなかったらお金もらえませんよってやってる市町村があって、そういう市町村を逆に相続とか名義の変更がちゃんと行われているんです。なので今うちのところで農地の方がじいちゃんの名前になっている、ばあちゃんの名前になっている、亡くなったお父さんの名前で10年そのまま放置されているとかいう行為

	がまずないです。特に農地として活用されているところにそういう事例がないというのは補助金制度をちゃんともらおうと思ったら名義変更してなかったらもらえないということが分かっているのです。やるところには必ずそういう行為がおきているというのは他の市町村でもやっぱり感じるところですし、うちの場合は例えばハウスを建てるとか補助金をもらわんといかんっていう農地に対してだけ名義変更とかを行われているので。本当はこの中山間の全域をやってる農地じゃないとお金をもらえないという制度なので、やっている農地は全員名前を変えないとお金はもらえませんよ、って最初からしていたら今名義の変更とか3条の利用権の設定等はきれいにおこなわれているはずが、何もしてなくてもお金がもらえる制度になってしまったので、ハウス建てるところ以外は名前をだれも変えないということになっているのでそこは今回きっちり変えるべきでしょうということをやってます。当然、始まるときに名義が変わってないと入れないんですけども名義が変わった後からどんどん追加参加してもらうことはできるので、最初からないとだめですよとは言ってるんです、途中からどんどん追加で入ってくることはできますので、そういう名義の変更等をきれいにしてからやってくださいということにはしています。当然もらえんがやったらもうやめるという言葉もいただきましたけれども、そこはうちの制度の問題とか役場としてだから間違いを許すという話にはならんだろう。というところで、そういう話は町長まで一応させてはいただいています。
会長	国のお金やきね。市町村が勝手に基準を変えるわけにはいかんきね。
委員	国から指導があったとかそういうことではなしに？
事務局	自分の方でわかったので、今県とか国とかに、最初正直一年目僕も恐る恐る怖くてよう聞かんかったんですけど、やっぱり法律とか農業委員会の事務局やらさせてもらうことで分かるので。確認してこれおかしいよねっていう話で。県の説明会でも手をあげて発言させてもらって、県に回答をって全市町村の前でこれはどういう見解ですか？っていって県の方がそういう見解をみんなの前でしゃべったので他の市町村もざわつきました。ので今後ほとんど5年間のそういうサイクルは他の市町村もほぼ一緒なので、多分来年度から5期が始まるっていうのは他の市町村もだいぶ見直しをしたりとか、あとうちの太郎川みたいに指定して、農園みたいなかたちで誰でも利用できるっていう農地指定をしてそこら辺をカバーするとか。そういうちょっと別の手段をとるとかいろいろ考えられるとは思いますが。そういったこともあってこの事件のこともありますので、役場として小作人はいいいんですけど、何の権限もない、何の利用の権限もない人に国庫金を払うって何の根拠にお金を払っているのっていう話になった時に何の言い訳もできないので、そこは整理

	をしないといけない。正直過去の分についてはどうしようもないとは思ってはおります。中山間直接支払制度の本来の目的である部分っていうのは農地の維持管理という部分なので、一部はもちろんそれがあるがゆえにちゃんと耕作してもらっているというのがあるんですけれども、それと反対の名義にこととか、農業委員会に関わる相続のこととか利用権の設定とかそういった部分については本来中山間直接支払制度を後押しする制度のはずなのに、うちにとっては逆に足かせになって、名義の変更等が全く行われてないということになってますので、そこは整理をしてきちんとするべきかなと。
会長	完全に間違えてはないきよね。
事務局	そうなんです、みなさんのお役には立っていた制度ではあるんですけれどもちょっと最初にボタンを掛け違ってしまったので、名義なんか変えなくても何にも困らんというのを広めてしまったというのが現実であると思う。めんどくさいですけども3条で貸し借り、利用権の設定で貸し借り、名義の変更等が進まなかった理由っていうのは1つの要因としてあろうかとは思いますが。
高橋委員	これ4期で補助金うけゆうものについては全部名前を打ち出してくれるっていうたわね。
事務局	打ち出します。今突合のかける準備をしてますので。
高橋委員	それが地域に入るのはいつごろ？
事務局	今週にシステム屋さんがきてくれるので、名簿はできたらすぐに推進委員さんに送るようにします。今もらっている方の名前、番地、本来の所有者がだれっていう一覧を作って突合して。地域の方も実際に誰かわかってないと思います。もらいゆうかたも隣の息子が大阪におって頼まれてやりゆうき実際の名前は誰かわからんというのが現状なので、そこは登記上の地目はだれになっているのっていうのは今もらっている方もわかるようにと推進委員さんに見せるように。
会長	なんかようけありそうな気がするね。
事務局	ようけあると思います。何人かでもっちゅうとことかもありましたので。その中でも利用権の設定とかかけている方はいらっしゃいますので、それはうちの台帳の方で見るしかないので、そこは確認せんといかんですけども、3条の貸し借りはほとんどないので。3条は名義変更にはなってると思うんですけども、利用権の設定は何名かいらっしゃいますので。その辺も実際ちょっと期限が切れてたりとかするものもあるので、言って復活させたりとか。その辺は何とか都合をつけてやってあげたいなと思いますけども。あと、最後に伝達ですけども一応今年センサスがありまして2月1日付けの期日でセンサス調査というのが5年に一度あります。農林業センサスとい

	うのが。一応来月中に代表さんを中心に説明会をさせていただいてちょっとアンケート調査じゃないですけども調査票をお配りしていただいて回収するというのでやる予定にしています。これも私の主観なんですけども最近役場からのアンケートが異常に多いと思いますので、これは統計法で決まっている法律でやらないといけない行為なのでやらせてはいただくんですけども、自分の方から話はしておきます。林業やったり、地域の生き方やったり。実は農振農用地の関係で4月にうちからもアンケートを出さないといけない関係もありまして。人農地プラン。農業委員会が行わないといけないアンケート調査もあるんですけども、それは農振農用地の同じ中身でやるようにしようと思いますので2枚別々に出すつもりはないんですけども。そういったかたちの調査もの。来年度は国勢調査もあって、ちょっと皆さんにまたおなじことを聞かれてなにやっていう声が皆さんのところにあるかもしれません。すみません。それについては役場の方におといあわせください。それは皆さんが対応する話ではないので文句を聞いていただいて役場にながしてください。私の方からは長くなりましたが以上です。日程の話を。 年明け早々なんですけども、1週目の金曜日10日とかで仮設定をしておきましょうか。
高橋委員	10日はだめ。
事務局	水曜日の8日とか9日とか年明け早々ですけども、一応案件がなくても1回は集まっていたくということはおいたほうがいいのかと、今の所案件が2件ありますので、それが12月中にでてくる40日ルールを適用させると前半の方に1回開いておかないと。8.9あたりですね。とりあえず水曜日の8日で設定はしておきます。また調整はしますので。開催時間はちょっと遅めで。寒い冬なので10時にしましょうか。
会長	ということで1月8日の10時予定ということでまた変更がありましたら連絡をということで。それでは11月の定例会をこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。
	議 事 進 行 役 会 長： 山本 正澄 署 名 議 員 委 員： 森田 呂弥 委 員： 谷川 恵美